

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 岩手県融資制度への利子・保証料補給の開始について（お知らせ）

盛岡市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急経済対策として、県が5月から開始する「(仮)新型コロナウイルス感染症対応資金」(国及び県による利子3年間・保証料全額補給)の対象とならない場合等の資金調達支援策として、既存の県融資制度(新型コロナウイルス感染症対策資金等)を利用する場合に、盛岡市が独自で**利子3年間・保証料全額**の補給を行います。

1 岩手県の融資制度（市が支援する部分のイメージ）

岩手県の融資制度（抜粋）	利子（利用者負担）	保証料（利用者負担）
・(仮)新型コロナウイルス感染症対応資金（5月開始予定） （上限3000万円、売上5%以上減少者）	3年間負担なし （3年後から負担）	負担なし
・新型コロナウイルス感染症対策資金（4月1日開始） （上限8000万円、売上15%以上減少者）	固定年1.4%以内 変動年1.2%以内	年0.4%
・商工観光振興資金 ・小規模小口資金	年2.3%以内 年2.15%以内	経営状況に応じて 年0.45～1.5%

市が支援する部分

※危機関連保証、セーフティネット4号又は5号の認定を受けた場合に限る。

2 対象とする県融資制度

新型コロナウイルス感染症の影響により危機関連保証、セーフティネット4号・5号の認定を受け利用する新型コロナウイルス感染症対策資金、商工観光振興資金、小規模小口資金

3 適用日等

令和2年5月1日から令和3年1月31日までの融資実行分

(令和2年4月1日以降5月1日前に2に掲げる資金を利用した方は、借換えにより対象とすることができます。その場合、利子は借換日から3年間、保証料は当初の資金利用日に遡及し補給します。)

4 申込手続等

お近くの取扱金融機関にお申込みください。(各制度の詳細は県ホームページで御確認ください。)(岩手県公式HP (<https://www.pref.iwate.jp/>) から「制度融資」で検索))

お問い合わせ
盛岡市商工労働部
ものづくり推進課工業振興係
電話 019-626-7538